平成２９年（フ）第３８号
石川県鹿島郡中能登町在江ヲ部23番地１
債務者　表　真裕美
１　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第１８９号
長野県安曇野市穂高柏原1587番地10
債務者　本間　　学
１　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第８３号
佐賀県唐津市佐志1021番地１　サザンハイムＫ206号
債務者　藤河　洋子
１　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第２００号
青森市蛍沢３丁目６番２号　市営住宅戸山団地11―11
債務者　遠藤　洋介
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８号
和歌山県新宮市三輪崎３丁目15番１号
債務者　峯本　静香
１　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第１９０２号
札幌市厚別区厚別東４条７丁目35番６―101号
債務者　五十川佳美
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０８号
札幌市白石区菊水６条１丁目２番22号　２階左
債務者　髙橋　　健
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９３７号
札幌市南区川沿17条１丁目１番１―302号
債務者　松浦　隆洋
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９４３号
札幌市清田区清田２条３丁目10番51号　北誉ハウス105号
債務者　田中　龍博
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９４９号
札幌市西区二十四軒４条４丁目４番12号　シャトーナオミ13号
債務者　長谷川惟子
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９５５号
札幌市白石区本郷通１丁目南３番10―107号
債務者　細川登志行
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９５６号
札幌市白石区本郷通１丁目南３番10―107号
債務者　清野　博美（旧姓中西）
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９７３号
札幌市清田区北野３条３丁目３番22号　ハウスノムラ壱番館101号
債務者　青山　　恵（旧姓菊池）
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１７号
釧路市紫雲台２番18号　長生園、申立前の住所釧路市共栄大通７丁目１番16号　ハウス森川Ｎｏ２　１階Ｂ号室
債務者　武田　芳子
１　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３０１号
盛岡市本町通１丁目６番３―408号、旧住所岩手県花巻市上諏訪240番地　メゾンマグノリア201号
債務者　菊池　栄隆
１　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３０８号
盛岡市東見前９地割36番地１　ミューゼヒロ５号
債務者　根子　　誠
１　決定年月日時　平成29年11月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３０９号
盛岡市東見前９地割36番地１　ミューゼヒロ５号
債務者　根子　由美
１　決定年月日時　平成29年11月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部